

加古川商工会議所御中

標記「事業復活支援金」の事前確認申請にあたり、以下の基本情報ならびに裏面の確認事項に虚偽がないことを宣誓いたします。

令和4年 月 日

事業所名 _____

代表者名 _____

【基本情報】

①	法人番号																		
②	本社所在地																		
③	代表者役職																		
④	代表者氏名																		

 実在確認に3ヶ月以内の「履歴事項全部証明書」を提示します。

【アカウント情報】

申請ID	C
登録電話番号	
担当者氏名	

事務局記入欄 . . . 確定申告書等で売上高が確認できた場合にのみ記入

【売上減少確認】

	対象月 (コロナで売上が減った月)	基準月 (従来どおり営業していた月)
年 月	西暦 年 月	西暦 年 月
売上高	円	円
決算月	月	必要な確定申告書
		※必須 2018年 (H30年) 2019年 (R1年) 2020年 (R2年) 2021年 (R3年)

【事業復活支援金に係る確認事項】

内容をご確認いただき、各項目の該当欄にしてください。

- 新型コロナウイルス感染症影響を受け、自らの事業判断によらずに売上が減少していたとしても、対象月の売上が基準月と比べて 30%以上減少しなければ（申請特例を用いる場合は、その該当要件を満たさなければ）、復活支援金の給付要件を満たさないことを認識している。
- 対象月の売上が基準月と比べて 30%以上減少していたとしても、復活支援金の趣旨・目的が妥当しない理由により売上が減少している場合、復活支援金の給付要件を満たさないことを認識している。
- 事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等は、復活支援金の給付対象ではないことを認識している。
- 「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」、「暴力団を排除していない事業者」は給付対象外であることを認識している。
- 今後、事業を継続及び立て直しをする意思を持っていない場合や事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行っていない場合（廃業又は破産等を予定している場合等）は、給付要件を満たさないことを認識している。
- 復活支援金の申請に際して、「事業に関する書類（確定申告書、帳簿書類、通帳）その他の中小企業庁又は事務局が定める証拠書類等」は7年間保存する義務があり、また、当該書類等その他事務局が必要と認める書類等を事務局等から求められた場合に速やかに提出する必要があることを認識している。
- 復活支援金の不正受給又は無資格受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合には、復活支援金の受給資格を失い返還等の義務を負うなどするほか、特に不正受給の場合には受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表、刑事 告発等の措置がとられることがあることを認識している。
- 代表者又は個人事業者等本人が宣誓・同意書を全て読んだ上で自署している。